

海を安心安全に楽しむために

海水浴場では、監視員の指示に従ってください

高浜町では、海の安全を守るため、2つの団体が活動しています。



海上から守る 日赤水難救助員

【昭和43年発足 本部:城山水難救助所】

水難救助委員会は遊泳区域内の事故を未然に防ぐため、救助艇を使用し、町内8つの海水浴場の巡視・指導・救護活動を行います。海上保安署・警察・消防・海上保安署・ライフセーバー等と連携を図るとともに、日本赤十字社の水上安全法講習会や、子ども用シュノーケル講座など開催しています。



ビーチから守る ライフセーバー

【平成19年発足 本部:和田救助所】

若狭和田ライフセービングクラブは、海水浴場で楽しく安全に遊んでいただくことを目的に、若狭和田ビーチの監視・救護活動を実施しています。また、日本ライフセービング協会主催の講習会、水の安全に関する教育活動、技術向上のための競技会等、年間を通じて様々な活動を実施しています。



密漁は絶対に禁止!



たった1個でも 違法となります。

高浜町では密漁パトロールを強化しています。

警察、海上保安署の協力のもと、関係各者が一丸となり、定期的な密漁パトロールを実施しています。告発に繋がる事例も発生していますので、密漁行為は絶対にやめてください。



アワビ・サザエ・ウニ・ナマコ・カキ・ワカメ等は若狭高浜漁業協同組合員以外の人は採捕できません。漁業法改正において、罰則が大幅に強化されています。(最大で3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金) 処せられる場合があります。

高浜町の海岸を守り育てる条例

(目的)

第1条 この条例は、東西に長く広がる白砂青松の海岸を有する地域的な特性を鑑み町内各海水浴場開設期間中は元より年間を通じて安全で安心して高浜町内海水浴場等を利用するために、事業者、関係団体及び利用者の責務を明らかにして、高浜町の海岸を守り育てることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高浜町内海水浴場等 各海水浴場開設者が福井県遊泳者の事故防止に関する条例(平成5年福井県条例第3号)により開設する海水浴場及び町内の海岸線一体の区域をいう。
- (2) 事業者 海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、各海岸において浜茶屋の経営その他の事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 関係団体 海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、陸上・海上を含む区域において関係する団体をいう。
- (4) 利用者 海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、海上を含む町内の海岸を利用するすべての者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等における関係機関及び関係団体との協議により定めた「若狭高浜海のルール」(以下「ルール」という。)を遵守するとともに、関係団体が実施する施策に協力しなければならない。

(関係団体の責務)

第4条 関係団体は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等において、管理運営及び安全確保に努めなければならない。

2 関係団体は、事業者及び利用者との情報交換を図りながら、意識の啓発及びルールを周知し高浜町内海水浴場等がより安全で安心な区域となるよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等において他の利用者とお互いに妨げにならないよう配慮しつつ利用するとともに自ら美化その他環境保全に努めながらルールを遵守しなければならない。

(指導及び勧告)

第6条 町長は、3条、4条及び5条の規定に違反したものについて、必要な指導及び勧告することができる。

2 町長は、前項で実施した指導及び勧告に従わないときは、是正のため必要な措置を講じることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

ご利用の皆さまへ

高浜町の海岸は、ほぼ全域が若狭湾国定公園に指定されており、透明度が高く美しい海と白い砂浜が連なる町民自慢の海岸です。夏期には、8つの海水浴場を開設し、県内外から多くのお客様に訪れていただいています。

しかし、近年のマリンレジャーの多様化や、一部の利用者のマナー低下により、誰もが安心・安全に海を楽しめない状況が発生し、このままでは、美しい海岸を後世に残すことが出来なくなる可能性がでてきました。

こうした現状に対応するため、平成26年「高浜町の海岸を守り育てる条例」が策定され、事業者・関係者・利用者など海を利用する全ての人が

本ルールブックは、海のルールやマナーを明確にするため発行するものです。美しい海を守り、誰もが安心・安全で快適に利用できるように、海のルールをお守りいただき、高浜町を楽しくしてください。

若狭和田ビーチは国際環境認証「ブルーフラッグ」をアジアで初めて取得しました!



ブルーフラッグとは、世界約50ヶ国・約5000ヶ所で取得されているビーチ・マリナーの国際環境認証です。厳しく定められた4項目33基準をクリアすると「優れたビーチの証」として世界最大規模の環境NGO[FEE]より認められます。高浜町では美しい海を次の世代へ残していくために取り組んでいます。



ブルーフラッグについての詳しい情報は↓



このルールブック作成にご協力頂いた方々

- 高浜町、小浜海上保安署、福井県警察本部、若狭消防署、若狭高浜観光協会、若狭高浜漁業協同組合、高浜町水難救助員会、若狭和田ライフセービングクラブ、和田海浜組合、白浜海浜組合、鳥居海浜組合、城山海浜組合、若宮海浜組合、難波江海浜組合
- はまなすパーク管理組合、えびす浜パーク管理組合
- 高浜町防犯隊、高浜町交通指導員会(順不同)

- 福井県警察本部/0776-22-2880
- 若狭消防署高浜分署/0770-72-2119
- 若狭高浜漁業協同組合/0770-72-1234
- 小浜海上保安署/0770-52-0494
- 若狭高浜観光協会/0770-72-0338

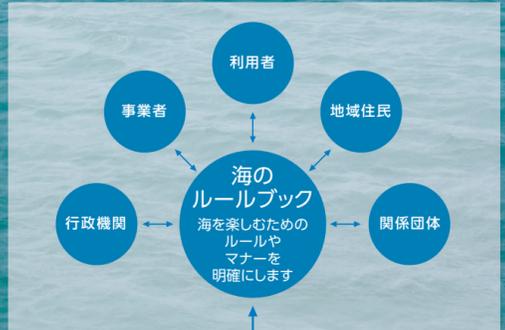
高浜町

福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2
電話 0770-72-7705(産業振興課)

若狭高浜海のルールブック

海を利用されるすべての皆様へ

美しい海を守り、誰もが安心・安全で快適に利用できるように、海のルールをお守りください。



若狭和田ビーチは国際環境認証「ブルーフラッグ」の認証を受けたビーチです。

令和7年改訂版

このような事故が多発しています!

各地の海水浴場で、動物型の浮具に乗って遊んでいたところ、陸から吹く風に押されて沖に流され浜に戻れなく事故が多発しています。特に子ども連れの方は注意してください。



子どもから目を離さない! 子どもだけで遊泳させない!

ライフジャケットの着用が有効です。

ライフジャケットの着用は、事故防止に有効です。各海水浴場の浜茶屋や管理棟で、子ども用ライフジャケットをレンタル(有料)していますので、ご活用ください。

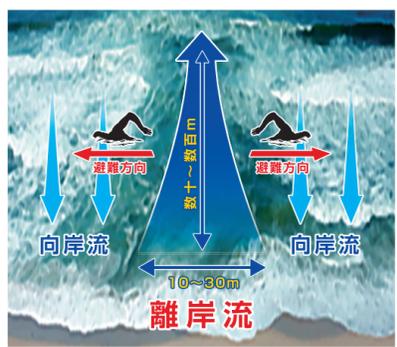


離岸流に注意して!



海水浴中は、突然海岸から沖に向かって強い流れ(離岸流)が発生し、沖に流されることがあります。十分に注意してください。

流されたら、浜と平行(横)に泳ぐと抜けられます。



シュノーケルの使用は注意して!



シュノーケリングは手軽にできるマリンスポーツですが、海水を飲み込んでしまうとパニック状態になり、浅瀬でも簡単に溺れてしまいます。

シュノーケル使用時の注意点

- ・1人では絶対に使用せず、子どもは大人と必ず一緒に泳ぐ。
- ・必ず泳ぐ場所を確認し、波や天候など海のコンディションが悪い時はやらない。
- ・知らない海の生き物には触らない。
- ・シュノーケル、マスクに水が入っても落ち着いて行動できる技術を身につける。
- ・ライフジャケットを着用し浮力を確保する。

若狭高浜海のルール

海のルールについて

高浜町では、条例の中で、高浜の海を利用する全ての人に対し、「若狭高浜海のルール」を守ることを義務化しています。このルールは一年を通じ、高浜の海を利用する全ての人を対象としています。美しい海の環境を守り、誰もが安心・安全で快適に利用できるように、海のルールをお守りください。

みんなが楽しく利用するために 管理運営4大項目

-  ① 遊泳者保護区域内は遊泳者が最優先です。海水浴期間中は、区域内に船舶等は進入できません。
-  ③ 決められた場所以外での、キャンプやたき火・バーベキューはできません。浜を汚したり他の人の危険となる行為は禁止します。※このルールは通年です。
-  ② 浜地を不法に占有することはできません。テントやタープなどの私物は、日没までに撤去しましょう。
-  ④ 密漁は絶対に禁止です。※たった1個でも違法となります。※高浜町では密漁パトロールを強化しています。

みんなが安全に利用するために 事故防止7項目

-  ① 荒天時には遊泳注意または禁止となる場合があります。場内放送や旗を確認してください。
-  ② 漁港周辺など、遊泳禁止区域では泳いではいけません。
-  ③ アルコールを飲んで海に入るのは危険ですので、絶対に止めてください。
-  ④ ヤスは周囲に人がいる場合、使用・携帯できません。モリ、水中銃は禁止です。
-  ⑤ シュノーケルの使用は十分に注意してください。
-  ⑥ 雷発生時は海から上がり、屋内等安全な場所に退避してください。
- ⑦ 安全確保のため、ライフセーバーと水難救助員の指示には必ず従ってください。

みんなが気持ちよく利用するために 環境美化・マナー8項目

-  ① 歩きタバコ・吸い殻のポイ捨てはやめましょう。
-  ② 午後10時以降の打上花火はやめましょう。ゴミは必ず持ち帰りましょう。
-  ③ 海水浴場区域内への車両乗入れは禁止します。(許可車両は除く)
-  ④ ゴミは原則としてお持ち帰りください。ゴミ箱を利用する場合は、分別にご協力ください。
-  ⑤ 海水浴場でイベントの開催は自粛して下さい。
-  ⑥ 刺青の露出や乱暴な言動など、ほかの利用者を不安に思わせる行為を禁止します。
- ⑦ 海水浴場内へペットを連れ込む場合は、リードを離さないでください。糞便等は必ず持ち帰ってください。
- ⑧ 周りの人の迷惑となるような音量での音響機器の使用はやめましょう。

高浜町 海水浴場エリア

令和7年度 海水浴場開設期間
7月12日(土)～8月24日(日)まで

【9月以降について】
開設期間終了後は監視員等配置していませんが、気象・海象条件の良い日は引き続き遊泳をお楽しみいただけます。遊泳の際は、天候の急変や離岸流などに十分注意してください。

イルカを見たら

- ・海から上げれ!
- ・近づくな!
- ・触るな!

通報先
城山水難救護所本部
TEL:0770-72-0743

 遊泳者保護区域	 進入が禁止されている事項 動力船・帆船・モーターボート・水上オートバイ・ヨット・セイルボード(サーフィン・ウインドサーフィン)、その他これに類するものを使用。ただし許可を受けたものは除く。	 進入できる事項 ボートやシーカヤック、スタンドアップパドルボードなどオールやパドルを使用し、任意に方向転換等が出来るもの。ただし、沖での使用を目的として遊泳者に注意しながら通過する場合に限る。
 遊泳禁止区域		
 ブルーフラッグビーチ		
1～67 番号ポール		
緊急時は各海水浴場に設置されている番号を伝えて下さい。	 城山水難救護所本部 0770-72-0743	 和田救護所 0770-72-2468



夏期海水浴に関する注意事項

<h3>遊泳状況を示す旗の色</h3> <ul style="list-style-type: none">  遊泳可能 夏期海水浴期間はその日の海の状況を判断し3つ旗を掲揚しています。遊泳禁止時には事故防止のため海からお上がりください。  遊泳注意 波高:0.5m～1m(コンスタントに膝以上) 風速:5m以上  遊泳禁止 波高:1m以上(胸以上) 風速:8m以上 	<h3>水難事故が発生した場合の緊急連絡先</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●若狭消防署高浜分署/119 ●福井県警察本部/110 ●小浜海上保安署/118 ●城山水難救護所本部/0770-72-0743 ●和田救護所/0770-72-2468 <p>1～67 緊急時は各海水浴場に設置されている番号を伝えて下さい。 番号ポール</p>	<h3>AED設置場所</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●若狭和田ビーチ/和田救護所/マルケイポート ●若狭和田マリナー/管理棟 ●白浜海水浴場/マルハマポート(浜茶屋) ●城山水浴場/城山救護所本部 ●若狭高浜海釣り公園/駐車場管理事務所 ●若宮海水浴場/ビーチサンズアオバ(浜茶屋) ●はまなすパーク海水浴場/管理棟 ●えびす浜パーク海水浴場/管理棟 	<h3>キャンプ等が可能な場所</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●若狭和田キャンプ場 0770-72-1068 ●ヒロセオートキャンプ場 0770-76-1858 <p>民間キャンプ場も数箇所開設されています。BBQについては、ビーチNAVI2025をご覧ください。下記へお問い合わせください。 ●若狭高浜観光協会 0770-72-0338</p>	<p> ブルーフラッグビーチでは海のルールその他、下記のルールについてご理解とご協力をお願い致します。</p> <p>●海の生き物や植物を大切にしてください。</p>
---	---	---	--	--